

## 午後のセッション：政策の公平性への影響に対する説明責任の増加

目的：政策の公正への影響に対する説明責任を増加するための、主要な概念、戦略、課題を特定する

議長：Dr Ala Alwan (WHO、非感染性疾患・精神保健部門、事務局長補佐)

パネリスト：Dr Abdul Bari Abdulla (モルディブ、保健省、保健・家族担当国務大臣)、Dr Henry Madzorera (ジンバブエ、保健・子ども福祉大臣)、Dr Jaime Breilh (エクアドル、アンディナ・シモン・ボリバル大学、保健分野主任、兼、保健研究・助言センター(CEAS)創設所長)、Dr Myrna Cunningham (国連先住民族問題に関する常設フォーラム、議長)、Ms Nancy Krieger (アメリカ合衆国、ハーバード公衆衛生大学院、社会・人間開発・健康学部教授、兼、「女性、ジェンダー、健康についての学際的専攻課共同主任)、Dr Abhay Shukla (インド、保健イニシアチブの擁護と訓練へのサポート(SATHI)、コーディネーター)

報告者：Dr Sharon Friel (オーストラリア国立大学、兼、健康の公平性のための国際活動ネットワーク (HealthGAEN))

### 主要テーマ：

- ・ コミュニティ(および監視)の役割は、行政の説明責任を増すうえで不可欠である。
- ・ データの分解により、例えば社会経済的地位、ジェンダー、人種や民族、先住民族であるかないかなど、様々な側面から、健康にみられる社会格差について明らかにできる。
- ・ 市民社会は、情報源として、また説明責任を課す圧力として、主要な役割がある。
- ・ 「たばこの規制に関する枠組条約」といった拘束力のある国際的な合意は、国家および国際レベルに説明責任の観点をもたらすという点において、強力であり重要である。

### 主要勧告：

- ・ 健康アウトカムの不公平性と、リソースの配分と消費における不公平性を評価するための、分解データを提供する監視システムを開発し、強化する。
- ・ 健康の不公平性の原因、健康の社会的決定要因と健康の公平性アウトカムの関係、介入の効果に関する研究を促進する。
- ・ 市民社会も関与させながら、参加型のプロセスによって、監視用の指標を開発する。
- ・ 健康の社会的決定要因についての進捗の監視を強化する際に、他の国連機関や国際組織との協力における WHO の指導的役割を支持する。

## 閣僚部会

### 加盟国の代表団長による声明

2日目には政府代表団のための「閣僚部会」のセッションを行い、(各代表団が)公式に世界会議に対して声明を発表し、加盟国の代表として、その国の健康の社会的決定要因についての立場を明らかにする機会を与えた。セッションは、午前と午後の会議で構成され、WHO 事務局の支持のもと、ハンガリー前保健大臣の Dr Mihaly Kökény が議長を務めた。合計 50 の公式代表団が参加登録し、そのうち 46 の代

表団が声明を発表した。自国の代表団を代表して演説をした発言者のうち 15 名は保健大臣であった。

参加した代表団は、各国の状況に関連するさまざまな健康の社会的決定要因のトピックを取り上げた。発言者が繰り返し提起した主要なメッセージは、次のようにある。(a) 社会的決定要因の多くが保健部門の外の要因であるため、それに対処する際の多部門連携による活動の必要性。(b) 保健医療部門の対応による、プライマリーヘルスケアのアプローチにもとづいた保健医療システムの拡張と、共通の社会的決定要因への対処の重要性。(c) 社会参加と権限付与(エンパワメント)を促進し奨励する必要性。他に取り上げられた主要トピックは、教育、雇用、社会保護といった、全ての人を対象とした社会政策の促進、そして、社会的決定要因への取り組みを促進する国際協力を強化する必要性である。

また各国は、社会的要因に対処する取り組みが直面している重大な課題、例えば、非感染性疾患の負担の増加、環境劣化に起因する健康と公平性への影響の増加、国家の経済と社会的支出に係わる財政能力とを著しく弱める世界的な金融危機の影響などが存在することを認めた。

次の加盟国(アルファベット順)が閣僚部会において声明を発表した。アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、バングラデシュ、ボリビア多民族国、ブルキナファソ、カナダ、カーボベルデ、チリ、コモロ、キューバ、エクアドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギニアビサウ、インド、インドネシア、イラク、伊朗・イスラム共和国、イスラエル、ケニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、スロベニア、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

### 健康の社会的決定要因を省察する

**目的:** 健康の社会的決定要因についての議題の歴史的な発展と、本会議から前進させる戦略について議論する

**議長:** Dr Mihaly Kökény(ハンガリー前保健大臣、WHO 執行理事会前議長)

**パネリスト:** Sir Michael Marmot(ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)、教授)、Paulo Buss 教授(ブラジル、オスワルドクルズ財団(Fiocruz))、Ilona Kickbusch 教授(ジュネーブ、国際開発研究大学院、グローバルヘルスプログラム部長)

#### 主要テーマ:

- ・ 本世界会議は、「アルマアタ宣言」、「オタワ憲章」、そして健康の社会的決定要因に関する委員会の取り組みの遺産の上に築かれている。そして、健康の不公平性を低減するために健康の社会的決定要因に対処する必要性の認識に向けた動きにおける、さらなる足がかりとなる。
- ・ 健康と公平性の社会的決定要因についての議題は、他の主要な議題や今後数年間のハイレベル討議とつながりがあり、中には環境、持続可能な開発、経済、財政と関連するものもある。
- ・ 国家の保健大臣の主要な役割には、よりしっかりと予防とヘルスプロモーションに焦点を合わせた保健医療への公平なアクセスの確保、特に行政部門を横断する擁護活動とパートナーシップ、そして健康の

社会的決定要因の知識、測定、理解の向上への寄与が挙げられる。

- ・ 健康、保健医療、社会保障の問題は、民主主義的プロセスと密接に関連している。良い社会政策、保健医療政策は、行政が人々を(そのようなプロセスを通じて)関与させることによってのみ生じえる。

**主要勧告:**

- ・ 国連総会において、健康と公平性の社会的決定要因についてのセッションを設けることに対するサポートを擁護し、助長する。
- ・ 2012 年に開催する「国連持続可能な開発会議」の議題に、健康の社会的決定要因を含むためのサポートを擁護し、助長する。
- ・ グローバルガバナンスのレベルで、健康と公平性の社会的決定要因に対処する際の国連、特に WHO のリーダーシップを支持する。
- ・ 情報交換のネットワークを強化し、健康の社会的決定要因に取り組む国連機関、各国、学会、市民社会へのサポートを相互に提供する。

### 3日目 - 2011年10月21日 金曜日

#### 健康の社会的決定要因とライフコースに関する、ハイレベル円卓会議

目的: 健康の社会的決定要因とライフコースとの関連を議論する

進行役: Mr Riz Khan (Al Jazeera English テレビ局)

パネリスト: Dr Marie-Paule Kieny (WHO、イノベーション・情報・エビデンス・研究部門、事務局長補佐)、Ms Maria Guzenina-Richardson (フィンランド、保健・社会サービス大臣)、Mr William Lacy Swing (国際移住機関 (IOM)、事務局長)、Dr Purnima Mane (国連人口基金 (UNFPA)、事務局長補佐、兼、事務局次長)、Dr Geeta Rao Gupta (国際連合児童基金 (UNICEF)、事務局次長)、Dr David Sanders (ウェスタン・ケープ大学、名誉教授)

##### 主要テーマ:

- ・ 子供の初期の発達と、高齢人口を取り巻く健康の社会的決定要因に対処することは重大である。それは、子供の健康と発達アウトカムにおける不公平性が悪化しないようにし、高齢者が継続して社会に参加し、貢献して、貧困、障害、孤立にさらされないことを確実にするのに役立つ。
- ・ 国連機関は、健康と公平性の社会的決定要因の問題に対処する際、協力的、協調的な方法で取り組まなければならない。
- ・ 経済と貿易の政策は、健康と不公平性の社会的決定要因の問題についての重要な根本原因である。
- ・ 市民社会は、政府に説明責任を持たせるうえで重要な役割を担う。

##### 主要勧告:

- ・ 健康の公平性に対処するための健康の社会的決定要因への今後の対策について、本世界会議から生じた勢いとコミットメントを統合し、維持し、強化する。
- ・ 国連機関は、健康と公平性の社会的決定要因に対処する際、協力的、協調的な方法で取り組む。
- ・ 経済や貿易の政策、商業上の既得利益などが、健康と社会の公平性より優先されたり、それらに負の影響を与えたりしないようにするため、行政、国連機関、市民社会が共同で取り組むことへの支持を擁護、助長する。
- ・ 健康の社会的決定要因についての対策を実施し、ライフコース・アプローチの観点から、特に子供の初期の発達と人口の高齢化に注目して、健康の公平性を改善する。
- ・ 「リオ宣言」を実行に移すための断固たる行動を取り、今後前進するための道筋と足がかりを示す。

## 閉会演説

Dr Alexandre Padilha ブラジル保健大臣は、国民に健康を保障するだけではなく、不公平性に取り組む一連の経済、社会政策を展開するうえでの国の役割が、「リオ政治宣言」を通じて改めて明言されたと述べた。また、宣言では、世界の経済危機を、人々が享有する健康の権利を阻害するものとして捉えたり、そのために社会的支出を抑えたりするべきではなく、むしろ社会政策に投資することで、健康の権利や社会政策をさらに拡張する好機として見るべきであることも認識した。

Dr Rüdiger Krech WHO 倫理・公平性・貿易・人権部長は、「リオ政治宣言」を公式に発表し、宣言文に関する交渉中に考慮が必要となった多くのステークホルダー、状況、議題に対して、この宣言が刺激を与えるきっかけになると述べた。Dr Krech は、(宣言文について)コンセンサスを得るために加盟国が示した献身とコミットメントを称えた。そして、国際保健に係わっているコミュニティに対して、この宣言を用いて健康と公平性の社会的決定要因への取り組みを前進させるよう促した。

Dr Marie-Paule Kieny WHO イノベーション・情報・エビデンス・研究部門、事務局長補佐は、保健・公衆衛生が多部門を横断する取り組みと公平性への注意を必要とするという認識が成立した歴史的背景について、WHO 憲章に始まり、アルマアタ宣言、オタワ憲章、健康の社会的決定要因に関する委員会の報告書とそれに関連した 2009 年の世界保健総会の決議を経て、本世界会議に至るまでの経緯を説明した。Dr Kieny は、健康の公平性に対処するために健康の社会的決定要因についての対策を実施し、困難な国際情勢においてそうした取り組みを拡張していく際の様々な課題を強調した。そしてそれらに取り組む世界的な動向を取りまとめ、支援し、また加盟国が健康の公平性の改善を進歩させるように支援することに対する、WHO の継続的なコミットメントを表明した。

Ms Maria Guzenina-Richardson フィンランド保健・社会サービス大臣は、世界の人々の健康と公平性の向上の追求において、この会議が画期的であることを強調した。本会議で明らかとなった、健康が国の政策決定における分野横断的な目標でなければならないという認識の高まりと、「全ての政策において健康を考慮する(Health in All Policies)」概念を展開する重要性を指摘した。そして今後も、本会議の成果をさらに前進させ、具体的に展開していくべきであると主張した(本会議は、2013 年にフィンランド、ヘルシンキで開催する「第 8 回ヘルスプロモーションに関する国際会議」へのたしかな基礎も築いた)。

Mr Antonio Patriota ブラジル対外関係大臣は、本会議は、保健・公衆衛生と社会の不正義の低減の歴史における一章であると称えた。そして、健康の公平性は皆に共通の責任であり、公平で包摂的な社会の中核には人々の幸福があるということをリオ宣言が認めていると述べた。Mr Patriota は、全ての公共政策において健康を中心的な位置付けにするツールとして、本宣言が大いに役立つという確信を表明し、加盟国に対して、2012 年の世界保健総会でこの宣言を支持するよう求めた。Mr Patriota は、社会的決定要因と持続可能な開発との間にある極めて重要なつながりと、ブラジルで 2012 年に開催する「国連

持続可能な開発会議」に向けた足掛かりとしての本世界会議の役割を強調した。

## その後の展開

2012年1月に、WHO執行理事会は、「健康の社会的決定要因に関する世界会議」の成果を、WHA62.14決議の実施の進捗も含めて審査した。執行理事会は、第65回世界保健総会(2012年5月21日～26日にジュネーブで開催)で、「リオ政治宣言」を支持する内容の決議を採択するよう勧告した。

概略報告書

全ては公平性のために

健康の社会的決定要因に関する世界会議

リオデジャネイロ、ブラジル、2011年10月19～21日

世界保健機関

倫理・公平性・貿易・人権部

20 Avenue Appia

CH-1211 Geneva 27

[www.who.int/social\\_determinants](http://www.who.int/social_determinants)

**健康の社会的決定要因に関する委員会 最終報告書 要旨**

**WHO 健康の社会的決定要因に関する委員会**

**一世代のうちに格差をなくそう：**

**健康の社会的決定要因に対する取り組みを通じた健康の公平性**



**Nihon Fukushi University**

WHO が 2008 年に『Closing the gap in a generation: health equity through action on the social determinants of health: final report of the Commission on Social Determinants of Health 2008 (executive summary)』として出版。

© World Health Organization 2008

世界保健機関（WHO）事務局長は、日本語版の翻訳・出版権を日本福祉大学に付与した。日本語版に対する責任は全て日本福祉大学が負うものとする。

『一世代のうちに格差をなくそう～健康の社会的決定要因に対する取り組みを通じた健康の公平性：健康の社会的決定要因に関する委員会最終報告書 2008（要旨）』

WHO 健康の社会的決定要因に関する委員会

Japanese version © 日本福祉大学 2013

## **委員会は、一世代のうちに健康格差をなくすことを求める**

社会正義は生と死に関わることである。それは人々の生き方や、それに伴って生じる病にかかる可能性や、早世の危険に影響するものである。私たちは、一方では世界の特定の地域で平均余命と健康状態が改善し続ける様子に感嘆し、他方では、別の地域でそうした改善が見られないことに懸念を抱く。今日生まれた女の子がある国では80歳以上まで生きると期待できるのに、別の国では45歳まで生きられないと予測される。同じ国の中であっても、社会的不遇の程度と密接に関係した劇的な健康格差が存在する。同じ国内であれ、異なる国との間であれ、このような格差は決して起こるべきではない。

これらの健康の不公平、つまり避けることが可能な健康の格差は、人々が成長し、生活し、労働し、老いていく環境と、既存の保健医療システムが原因となって生じる。人々が生まれ、死にゆく環境条件を形成するのは、政治的、社会的、経済的な諸力である。

政治政策および経済政策は、子どもが成長して潜在能力を全開させ、生き生きした生活を送ることができるか、それとも荒廃した生活を送ることになってしまうかを左右する。豊かな国でも貧しい国でも、解決すべき健康問題の本質は収束する傾向にある。ある社会の発展の水準は、その社会の貧富の程度にかかわらず、そこに暮らす人々の健康状態や、健康がいかに公平に社会階層の別なく保障されているか、そして健康障害による不遇から人々が保護されているかによって判定できる。

「健康の社会的決定要因に関する委員会」は、2005年WHOにより、社会正義の精神にもとづいて、健康の公平性を促進するために必要な証拠（エビデンス）を揃え、健康の公平性の達成に向けた世界的な運動を前進させるために設置された。

委員会がその仕事を進めていくなかで、複数の国や機関が、健康の社会的決定要因に影響を与える、健康の公平性を向上させるような、社会全般に係わる政策やプログラムを作成する協力者となった。いまや、これらの国々や機関が世界的な運動の先頭に立っている。

本委員会は、WHOおよびすべての政府に対して、健康の公平性を達成するために、健康の社会的決定要因に関して国際的な取り組みを先導することを求める。いまこそ各国政府や市民社会、WHO、そしてそのほかの国際機関が、世界の人々の生活を改善するために連帯して行動を起こすことが不可欠である。一世代で健康の公平性を達成することは、可能であり、正義であり、いまこそそれをなすべき時である。

## **健康の公平性のための新しい世界的議題**

今日の子ども達は、どこで生まれるかだけの違いで、人生のチャンスが劇的に異なる。日本やスウェーデンで生まれれば、80歳を超えてまで生きられると期待できる。ブラジルなら平均寿命は72歳、インドなら63歳である。しかし、それがアフリカの国々では50歳にも満たない。そして同じ国の中でも、人生のチャンスの格差はきわめて大きく、そのような国内格差は、世界中で認められる。貧困層の中でも最も貧困な人々の間では、病や早

世が頻繁である。しかし、健康不良は最貧困層に限られたものではない。国の貧富の程度にかかわらず、全ての国において、健康と病は社会階層の勾配に従っていることが分かる。すなわち社会経済的地位が低いほど、健康状態も悪いのである。

このような状況は必然ではないし、道義にも反する。構造的な健康格差が、合理的な行動によって回避できると判断される場合、そのような格差は正に不公平であると言える。これこそ健康の不公平と呼ぶものである。これらの非常に大きく、是正可能な、国内および国家間の健康格差、すなわち健康の不公平を正すことは、社会正義の問題である。健康の社会的決定要因に関する委員会（以下、「委員会」）の見解では、健康の不公平性を低減することは倫理的義務である。社会的不正義のために、多くの人々が殺されている。

## 健康と健康の公平性の社会的決定要因

この委員会は、健康の公平性を促進するために必要なエビデンスを揃え、健康の公平性の達成に向けた世界的な運動を前進させるために設けられたのだが、それは政策決定者や研究者、市民社会を含めた国際的な協同によるものであり、それを率いるのは、政治、学問やアドボカシー（擁護活動）の経験を持つ委員たちである。大事なことは、いわゆる南半球諸国と北半球諸国を含んだ、所得や開発の水準の異なるすべての国々に関心が向けられていることである。健康の公平性はすべての国に係わる問題であり、世界の政治経済システムに強く影響されるものである。

委員会では、健康の社会的決定要因を全体論的視野で捉える。貧困者の健康不良、各国内に生じている社会格差に対応した健康格差、そして国家間での顕著な健康の不公平は、世界的な、あるいは国内における、権力、資金、物資およびサービスの不平等な分配と、それらの結果として生じる直接的に眼に見える人々の生活環境（すなわち保健医療、学校、教育へのアクセス、労働と休養、家庭、コミュニティ、町や市）と豊かな人生を送れるチャンスの不公平とによって生じている。健康を阻害するような経験の不公平な分配は、どう考へても自然現象とは呼べず、粗末な社会政策や事業、不公平な経済秩序と、劣悪な政治の有害な複合作用の結果であると言える。健康の社会的決定要因は、（社会）構造的な決定要因と日常生活環境の両方から成り立ち、それらは国家間および国内の健康の不公平の大半の原因となっている。

国際コミュニティの取り組みによってこの状況を正すことはできるが、それには国際レベル、国家レベル、そして地元レベルでの、迅速かつ継続的な行動を必要とする。国際的な権力配分や経済秩序に存在する深刻な不公平は、健康の不公平に極めて強く関与している。もちろん、このことはその他のレベルでの行動を無視するということではない。国や地方政府にもできることがたくさんある。さらには、地元を直接支援すると同時に、より上位の政府にも変化を求めるように働きかける、市民社会や地域活動の影響力に、委員会は感心させられた。

そしてまた、気候変動も、人々の生活や健康、そして地球に影響を与えることによって、当然グローバル・システムにも関与する。我々は、健康の公平性と気候変動という二つのアジェンダ（議題）を同時に議論する必要がある。我々（委員会）の中心的関心である健康の公平性は、国際コミュニティにも取り入れられるべきであり、全世界の社会経済的発

展の必要性、健康の公平性、気候変動への対処の緊急性の間のバランスを取らなければいけない。

## 開発への新しいアプローチ

委員会の仕事は、開発への新しいアプローチを具体化している。人々の健康や健康の公平は、すべての社会政策の目的ではないにしても、それらがもたらす重要な成果である。例えば、非常に重視される経済成長政策について考えてみる。経済成長は疑いもなく重要である。貧困な国々にとって特に重要である。それは、その国の国民生活の改善のために投資できるリソース（資源）を作り出す機会となるからである。だが、経済成長自体は、その利益の分配において道理ある公正さを保障する適切な社会政策が伴わないと、健康の公平にはほとんど貢献しない。

伝統的に、社会は健康と病気に関する問題について保健医療部門に依存してきた。ヘルスケアの不適切な分配（つまりケアを最も必要とする人にケアが行き届かないこと）は、当然健康の社会的決定要因の一つである。しかし、驚くほど多数の早世を引き起こす原因となる大きな疾病負担は、人々が生まれ、成長し、生活し、働き、老いていく状況に拠るところが大きい。劣悪で不公平な生活状況は、粗末な社会政策や事業、不公正な経済的秩序と悪い政治が招く結果である。健康の社会的決定要因に取り組むには、政府全体、市民社会や地域のコミュニティ、企業、国際フォーラム、国際機関を巻き込まなくてはならない。対策としての政策や事業も、保健医療部門だけでなく、社会の主要な部門（セクター）すべてに関係するものでなければならない。そのうえで、各国の保健大臣と保健省は、世界的な変革を起こすために必要不可欠である。その役割とは、国の最も上位のレベルで、健康の社会的決定要因に取り組むアプローチを推進し、効果的な実践例を示し、さらに他の省庁が健康の公平性を促進する政策を策定する支援をすることである。WHOは、世界の保健機関として、国際舞台で同じ役割を果たさねばならない。

## 一世代のうちに健康格差をなくそう

委員会は一世代で健康格差をなくそうと呼びかける。それは願望であり、予測ではない。過去30年間に、世界的に、また各國においても、それぞれ飛躍的に健康が向上した。したがって我々は楽観的である。人々の人生のチャンスに強く影響する要因、すなわち健康の公平性を著しく改善できる要因についての知識は確実に存在する。また、我々は現実的である。そこで、まさに今、行動を起こさなければならないと主張する。国家間および国内における目に余る不公平を是正する解決策を練るために素材は、この委員会報告書の中にこそある。

# 委員会の主要な勧告

## 1 日常生活状況を改善する

少女や女性の well-being (幸福な生活) と、子どもが生まれてくる環境をそれぞれ改善し、子どもの発育早期と少女少年の教育に重点をおく。生活と労働の状況も改善する。そしてそれら全てを支える社会保護政策を策定する。また高齢者が豊かな生活を送れるような状況を創造する。これらの目標を達成するための政策には、市民社会、政府、国際機関が関与することになる。

## 2 権力、資金、リソースの不公平な分配に対処する

健康の不公平と日常生活の中の不公平な状況に対処するためには、男女間にある不公平など、社会の秩序の中に存在する不公平に取り組む必要がある。このためには、コミットメント、能力と、充分な財力を備えた、強力な公共部門が必要である。それを実現するには、政府の強化だけでは足らず、必要なのはガバナンスの強化である。すなわち市民社会、説明責任を伴った民間部門、そして社会の全ての人々が、公共の利益について合意をし、共同行動のもつ価値に対して再投資することに、正当性と、場と、サポートを提供するようなガバナンスである。今のようなグローバル化された世界においては、公平性を強く支持するようなガバナンスの必要性は、地域コミュニティのレベルから国際機関に至るまで、すべてに平等にあてはまるものである。

## 3 問題を測定して理解し、対策の影響を評価する

問題が存在することを認め、健康の不公平が国内および国際的に測定されるのを確実にすることは、行動を起こすために不可欠な基盤となる。各国政府や国際機関は、WHOの支援を受けながら、健康の公平性監視システムを各国内および国際的にも構築し、健康の不公平と健康の社会的決定要因の定期的なモニタリング（監視）と、各種政策や取り組みが健康の公平性に与える影響を評価すべきである。健康の不公平性に効果的に対処するのに必要な組織的な場と能力を創出するためには、政策決定者や保健医療従事者の能力向上と、健康の社会的決定要因についての一般認識の向上に投資する必要がある。また保健・公衆衛生の研究において、社会的決定要因にもっと焦点を当てることも求められる。

## 行動の三原則

- ①日常生活の状況、つまり人々が生まれ、成長し、生活して、働き、老いていく環境を改善する。
- ②権限、資金、リソース、つまり日常生活状況を形成する構造的な推進力となるものの不公平な分配に、国際レベル、国家レベル、地域レベルでそれぞれ対処する。
- ③問題を測定し、対策を評価し、知識基盤を拡大し、健康の社会的要因についてよく訓練された労働力を開発し、健康の社会的要因について一般の人々の認識を向上させる。

これら三つの行動原則は、上記の三つの主要な勧告によって具体化されている。本委員会最終報告書要旨および最終報告書本文は、この三つの原則に従って構成されている。

## 第1章 日常生活の状況を改善する

社会構造に不公平が存在することは、豊かでいきいきとした生活を送り、健康を楽しむという自由が、一つの社会の中で、あるいは異なる社会を比較した時に、不公平に分配されていることを意味する。この不公平は、幼年期や学校教育の状況、雇用や労働の状況、建物環境の物理的条件、居住する自然環境の質などに認められる。これらの環境の性質の違いによって、人々は異なる物質的状況、心理社会的サポート、行動の選択肢などが与えられ、それによって健康の虚弱性が左右される。同様に社会階層も保健医療（ヘルスケア）へのアクセスや利用における差を生み出し、結果として、健康や幸福の増進、疾病予防、病からの回復、生存率などに不公平をもたらす。

### 何をすべきか

人生の初期に対処する包括的アプローチには、国際レベルおよび国内レベルでの政策の一貫性、コミットメント、そしてリーダーシップが必要である。それはまた、世界の全ての子どもたちのための、幼年期発達 (Early Child Development; ECD) および幼年期教育のプログラムやサービスの包括的パッケージを必要とする。

子どもの生存を支援する既存の事業などに立脚しながら、幼年期への介入を拡張して、社会的/情緒的発達や言語/認知の発達をも包含するような、幼年期への包括的アプローチにコミットし、それを実施する。

・ 幼年期発達に関する政策の首尾一貫性を確実にするために、諸機関間の調整メカニズムを構築し、それら諸機関を横断して幼年期の発達への包括的アプローチが実行されるようにする。

・ すべての子ども、母親、そしてその他の世話人に、その支払能力にかかわらず、良質な幼年期発達のプログラムとサービスの包括的パッケージを提供する。

教育の提供範囲とその領域を拡大し、幼年期の発達（身体的、社会的/情緒的、言語的/認知的発達）の原則を包含するようにする。

・ すべての少女少年に、その支払い能力にかかわらず、良質の義務教育（初等および中等教育）を提供する。少女少年達の学校への入学や通学を阻害する要因を解明し、それらに対処して、さらに初等教育の利用者負担を撤廃する。

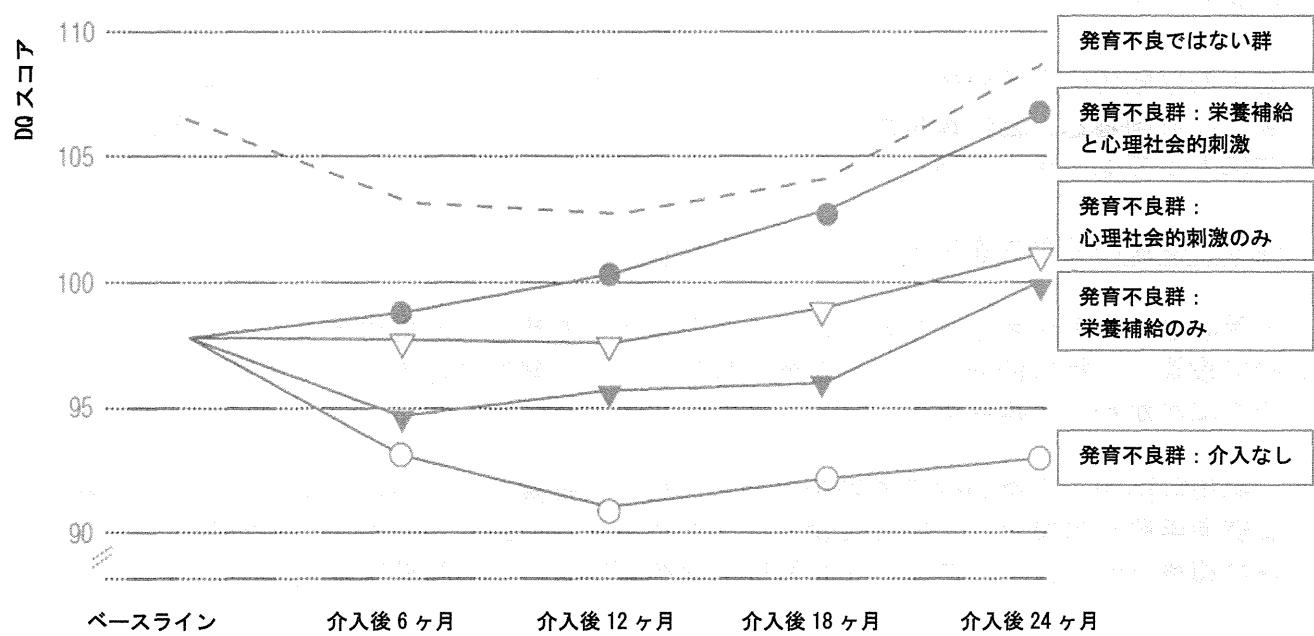
## 初めから公平性を保障する

ECD（幼年期の発達）は、身体的、社会的/情緒的、言語/認知の各領域を包含するが、それは子どもの技能開発、教育や雇用の機会などに影響し、その後の人生における様々な機会や健康状態に決定的な影響を及ぼす。幼年期の経験は、これらの間接的あるいは直接的な方法で、その後の肥満、栄養不良、精神疾患、心臓疾患や犯罪にかかるリスクなどに影響していく。少なくとも世界で2億人の子どもたちが、その潜在的な発達可能性を最大限に發揮できていない。このことは、彼らの健康および社会全体にとって極めて重大な意味合いを持つ。

### 行動の根拠となるエビデンス

幼年期への投資は、一世代で健康の不公平を低減することに最も可能性を与える方法の一つである。幼年期（胎児期から8歳までと定義される）の経験や、早期・後期の教育は、人のライフコース（人生経路）全体に影響する極めて重要な基礎を形成する。ECDについての科学的研究は、脳の発達が幼年期における外部からの刺激に極めて敏感で、それがその後も一生影響をもたらすことを示している。良好な栄養摂取も非常に重要で、それは母親が、まだ子どもがお腹の中にいる時から、十分な栄養を取ることから始まる。母子ともに、妊娠前、妊娠中、出産、そして産後の数日から数年にわたって、連続性のあるケアが必要である。子どもは安全かつ健全で、支援的、養育的、また思いやりがあり、子どもの要求にも反応するような生活環境を必要とする。就学前の教育プログラムやそれを提供する保育園・幼稚園は、子どもの発達に貢献するより広範な環境の一部として、子どもの潜在能力を育成するうえで極めて重要な役割を担う。子どもの生存を支援する既存の事業などに立脚しながら、幼年期への介入を拡張して、社会的/情緒的発達や言語/認知の発達をも包含するような、幼年期へのより包括的なアプローチが必要である。

ジャマイカにおける2年間の介入研究で見られた発育不良の子どもたちへの  
栄養補給と心理社会的刺激による複合効果<sup>1</sup>



<sup>1</sup>発育不良の子どもの群（初回調査時の年齢とDQスコアをもとに調整）と発育不良ではない子どもの群（初回調査時の年齢調整のみ）における平均発達スコア（DQ）を比較した。DQの測定はグリフィス精神発達尺度のジャマイカ改訂版を用いた。このグラフは著者の許可を得て、Grantham-McGregor et al. (1991) より転載した。

## 健康な場所でこそ人々は健康になる

### 何をすべきか

基本的な物資の入手が確保され、社会的な結束力があり、住民の心身の健康を促進するように計画され、自然環境が保護されているようなコミュニティや地域が、健康の公平性にとっては必須である。

健康と健康の公平性を都市ガバナンスと都市計画の中核に据える。

・手頃な価格の住宅をより多く提供できるように都市開発を管理する。都市のスラム改善に投資し、特に優先的に、水と衛生設備、電力、舗装道路をすべての家庭にその支払能力にかかわらず提供する。

・都市計画が、人々の健康で安全な行動を公平に促進するようとする。それは、活動的な交通手段への投資、不健康な食品へのアクセスを管理するための小売計画、そして良好な環境デザインや、アルコール販売店数の制限などの規制管理を通じて行なう。

農村開発に継続的に投資し、排他的な政策や手続きによって生じる農村部の貧困や土地所有権および居住権の問題に対処することで、都市部と農村部の間の健康の公平性を促進する。

・都市の拡大がもたらす不公平への対策をする。それには農村部における土地所有権問題への対処、人々の健康を支えるような農村生活の保障、農村部のインフラストラクチャーへの十分な投資、農村部から都市部に移住した人々に対する支援策などが含まれる。

気候変動やその他の環境破壊に対する経済および社会政策において、健康の公平性も同時に考慮する。

人々は、住む場所によって健康が左右され、また人生を豊かに送れるチャンスが影響される。2007年は、都市部に住む世界の人口が、初めて過半数を超えた年である。そのうち約10億人がスラムに住んでいる。

### 行動の根拠となるエビデンス

今後とも感染症や栄養不良は、世界の特定の地域や人々にとって問題であり続ける。しかし、都市化は保健・公衆衛生の課題を変えつつあり、特に都市貧困層の間で、非感染性疾患、事故や暴力による怪我、生態学的災害による死亡や被害が増える傾向にある。

人々が生活をする日常の状況が、健康の公平性に強い影響を与える。良質な住居や保護施設、清潔な水と衛生設備を与えられることは人間の権利であり、健康な生活を送るための

基本的ニーズである。自動車への依存の増大によって、自動車利用本位の土地利用が増え、自動車以外での移動の不便さが増して、地域の大気の質や温室効果ガス排出量に影響し、人々の運動不足にもつながる。都市環境の計画とデザインは、人間の行動や（環境の）安全性への影響を通じて、健康の公平性に大きく作用する。

農村部と都市部の間の居住比は、地域によって極度に異なる。都市人口は、ブルンジやウガンダでは10%未満だが、ベルギー、香港行政区、クウェート、シンガポールなどでは100%近くなる。都市型志向の成長パラダイムによる政策や投資パターンのため、世界中の農村コミュニティが、そこにいる先住民とともに、インフラやアメニティへの投資不足の進行という苦しみに直面する。そこには貧困と劣悪な生活状況があり、それが住民には、不案内な都心部へ移住する理由の一部となっている。

最近の都市化モデルは、甚大な環境問題、特に気候変動という難題をもたらしている。気候変動は、低所得国や、脆弱な人々に対して、より大きな影響を与える。現時点では、温室効果ガス排出は、主として先進国の都市部の消費パターンによって決定されている。交通と建築物によるCO<sub>2</sub>排出が全体の21%を占め、農業活動によるものも全体の約1/5である。それでいて、農業生産は気候条件の如何に大部分依存している。気候システムの崩壊や消耗と、世界的な健康の不公平を減らすことは、切り離して考えることができない。

## 公正な雇用と適切な労働

### 何をすべきか

公正な雇用と適切な労働条件の保障を通して、政府、雇用主そして労働者は、貧困をなくし、社会的な不公平を低減し、身体的・心理社会的な危険への曝露を減少させることができ、それは人々の健康と幸福の向上にもつながる。そして健康な労働力が生産性向上に役立つのは当然である。

### 完全かつ公正な雇用と適切な労働を、国や国家間の社会経済政策作りの中心的目標とする。

・完全かつ公正な雇用と適切な労働は、国際機関の共通目標にされるべきであり、国の政策課題と開発戦略の中核をなすべきである。同時に、雇用と労働に関わる政策、立法、事業を作成する過程において、労働者代表の関与強化を伴うべきである。

### 健康の公平を達成するためには、安全かつ安定的で公正な報酬が支払われる仕事、年間を通じた雇用機会、そして健康的なワーク・ライフバランスが、すべての人々にとって必要である。

・質の良い労働を男女ともに与える。それは健康的な生活を送るのにかかる現実的かつ最新のコストに見合う生活賃金を伴わなければならない。

・すべての労働者を保護する。国際機関は、各國が、正規・非正規労働者に対してコアな労働基準を適用し、ワーク・ライフバランスを保障する政策を展開し、さらに不安定な就労形態から生じる労働者の不安を減らすための支援をする。

### 有害物質、労働起因性のストレス、さらに健康を害する行動への曝露を減らすよう、すべての労働者の労働条件を改善する。

雇用と労働条件は健康の公平性に強力な影響を及ぼす。これらが良好であれば、人々に経済的安定、社会的地位、自己啓発、社会関係、自尊心、身体的・心理社会的な危険からの保護などを与える。雇用と労働の改善のための行動は、国際レベル、国内レベル、地方レベルのすべてで実施しなければならない。

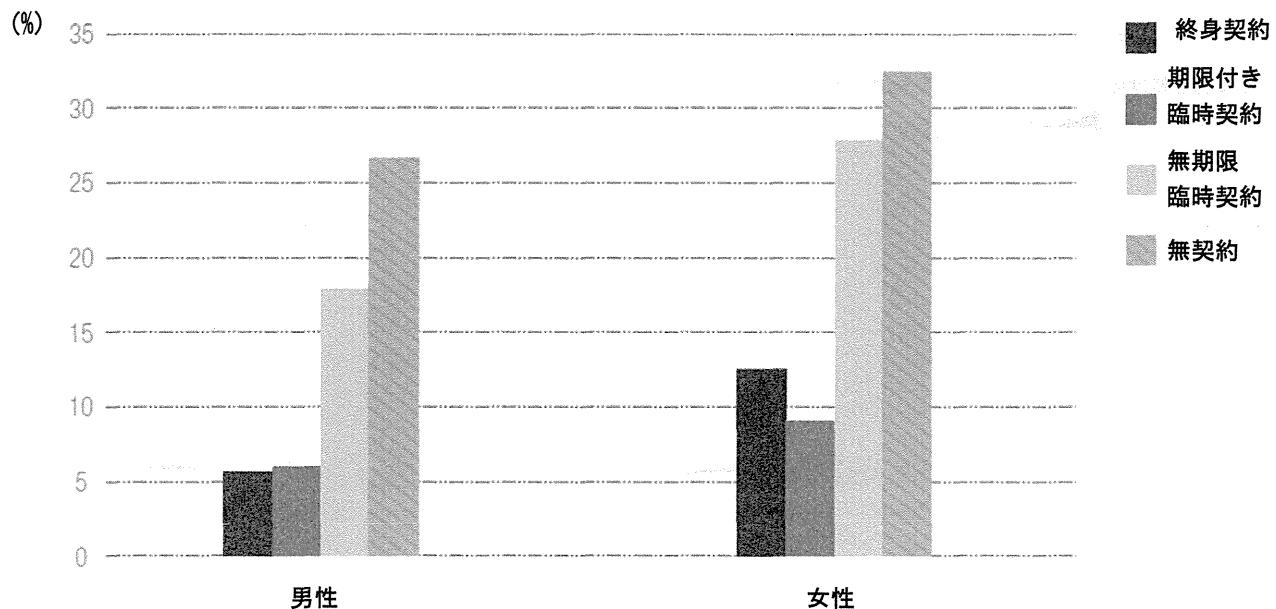
### 行動の根拠となるエビデンス

労働は、多くの重要な健康への影響が発現する領域である。これには雇用条件と労働の性質そのものとが含まれる。柔軟な労働力は、経済競争力の観点からは良いものとされるが、健康への影響を伴う。長期雇用労働者に比べ臨時雇用労働者の死亡率が有意に高いというエビデンスがある。不安定労働（期間の定めのない雇用契約、無契約雇用、およびパート

タイム労働）は精神衛生上の問題の発生と関連している。また雇用不安を感じる労働者は大きな身体的・精神的影響を受けることも知られている。

労働の条件もまた健康と健康の公平性に影響を与える。悪い労働条件は、身体的健康に害を与える様々な危険に人を晒し、それらはより地位の低い職業に集中する傾向がある。高所得国に存在するより良い労働条件は、何年にもわたる労働者の組織的行動と、規制の整備などの多くの努力によって実現したものであるが、多くの中・低所得国では、ひどく欠けているものである。職場におけるストレスは、冠状動脈性心疾患のリスクを50%増加させ、また仕事における高負担、低裁量、そして努力と報酬の不均衡は、精神的・身体的疾患のリスク要因であるという一貫したエビデンスが存在する。

#### スペインの肉体労働者における雇用契約種別にみた精神衛生不良の有症率



出典：Artazcoz et al., 2005